

不育症検査 助成事業

2020年
1.6 (月)

受付開始

申請に必要な書類は、12月上旬までに
医療機関等へ配布する予定です。

不育症でお悩みの方へ



妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、早期新生児死亡などを繰り返し、生児を得られない状態のことを不育症といいます。

厚生労働省の不育症研究班によると、検査でリスク因子が判明した場合は、治療により、流産を減らすことが可能とされています。

またリスク因子が不明の方も、約7割の方が流産せずに赤ちゃんを出産することができるとされています。

東京都では、不育症のリスク因子を検査するためにかかる費用の一部を助成します。



事業の概要

助成内容

不育症の検査に係る費用について、5万円を上限に助成

※ 助成回数は夫婦1組につき、1回に限ります。

検査開始日から1年間に実施した不育症の検査に要した費用が助成の対象となります。

主な要件

- 2回以上の流産や死産あるいは早期新生児死亡の既往があること 又は 医師に不育症と判断されたこと。
- 検査開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦。
- 助成対象期間内に保険医療機関において助成対象の検査を受けていること。
- 平成31年4月1日以降に開始した検査であること。
- 審査開始日から申請日までの間、都内に住所を有していること。

申請期限

検査終了日から6か月以内

※ 郵送での提出に限ります。

【対象となる検査】下記の検査に限ります。

- 子宮形態検査
- 内分泌検査
- 夫婦染色体検査
- 抗リン脂質抗体
- 血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査）
- 絨毛染色体検査

申請 / 問合せ

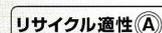
東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都庁第一本庁舎28階

☎ 03-5321-1111 (都庁代表) 内線 32-675~677

※ 事業内容の詳細や申請方法等については、東京都福祉保健局ホームページに順次掲載予定です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。